

出生届の必要書類

申請時間：9：30～12：00（申請可能日：火曜日～金曜日、祝祭日除く）

出生届はフィリピン国籍保有の父親又は母親によってのみ届出が可能です。

A. 結婚している両親の子供の場合（嫡出子）

- 1) 出生届 申請用紙（インフォメーションデスクで配布）..... 原本4部
- 2) 出生届の記載事項証明書 と 母子手帳 原本+各コピー4部
（注意：出生届の記載事項証明書は市役所より取得。役所印と病院印が無いものは不可）
- 3) 両親の結婚契約書（フィリピンで結婚した場合・NSO発行のもの）
両親の結婚証明書（日本または海外で結婚した場合）..... 原本+各コピー4部
- 4) 母親がフィリピン国籍の場合：NSOの出生証明書+旅券・渡航証明書・身分事項宣誓供述書
..... 原本+コピー4部
母親がフィリピン国籍者以外の場合：有効期限内のパスポート、運転免許証、住民基本台帳カード
- 5) 父親がフィリピン国籍の場合：NSOの出生証明書+旅券・渡航証明書・身分事項宣誓供述書
..... 原本+コピー4部
父親がフィリピン国籍者以外の場合：有効期限内のパスポート、運転免許証、住民基本台帳カード
..... 原本+コピー4部
- 6) 嫡出事項宣誓供述書（用紙はインフォメーションデスクで配布）
* （子供が結婚前に生まれた場合のみ必要となります）
- 7) 遅延届宣誓供述書（出生届が出生30日以降になされた場合）..... 原本4部

B. 結婚していない両親の子供の場合（非嫡出子）

- 1) 出生届 申請用紙（インフォメーションデスクで配布）..... 原本4部
- 2) 出生届の記載事項証明書 と 母子手帳 原本+各コピー4部
（注意：出生届の記載事項証明書は市役所より取得。役所印と病院印が無いものは不可）
- 3) 母親の旅券・渡航証明書・身分事項宣誓供述書..... いずれかの原本+コピー4部
- 4) 母親の出生証明書（NSO発行のもの）..... 原本+各コピー4部
- 5) 父子関係認知宣誓供述書（インフォメーションデスクで配布）
* （実父が子供を認知する場合のみ必要となります）
- 6) 父親の旅券・渡航証明書・身分事項宣誓供述書・運転免許証又はNSO発行の出生証明書
..... いずれかの原本+コピー4部
- 7) 遅延届宣誓供述書（出生届が出生30日以降になされた場合）..... 原本4部

料金	出生届.....	¥3,250
	出生証明書または母子手帳の翻訳/照合.....	¥3,250
	嫡出事項宣誓供述書 or 父子関係認知宣誓供述書.....	¥3,250
	遅延届宣誓供述書.....	¥3,250

重要事項

- * 追加書類の提出を要請する場合があります。担当官の指示に従い必要書類を用意して下さい。
- * 電算機で印字済みの支払いに関しては返金致しません。

偽造書類を提出した場合は、裁判にかけられ罰せられます。真実に基づく申請を行って下さい。